



平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 新東工業株式会社
代表者名 取締役社長 永井 淳
(コード番号 6339 東証・名証第一部)
問合せ先 執行役員
コーポレート部長 春田則之
(TEL 052-582-9211)

当社に対する訴訟(控訴審)の判決に関するお知らせ

当社が、平成 25 年 12 月 27 日「当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」にて公表いたしました ASR 溶融リサイクル設備(以下「本件設備」という)に関する損害賠償請求訴訟(以下「本件訴訟」という)の控訴審判決が、平成 27 年 5 月 27 日に言い渡されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 判決言渡しのあった裁判所および年月日

- (1)裁判所 東京高等裁判所
- (2)年月日 平成 27 年 5 月 27 日

2. 判決に至るまでの経緯

本件訴訟は、当社が平成 15 年 12 月にシモダ産業株式会社(以下「シモダ産業」という)に納入した本件設備が、平成 19 年 7 月に発生した新潟県中越沖地震によってほぼ全壊したところ、シモダ産業から、当社及び当社子会社の株式会社シーエフエスが、本件設備には重大な瑕疵があり、本件設備の請負契約に係る瑕疵担保責任に基づいて、本件設備の建て替え費用に相当する 14 億 4059 万円の損害賠償請求を受けた事案です。

これに対し、当社としては、本件設備は地震発生前にはシモダ産業において活発に操業されており、重大な欠陥は存在せず、全壊によって使用不能となった原因は、新潟県中越沖地震によるものであり、シモダ産業が主張する損害賠償請求は失当である旨を主張いたしました。その結果、平成 25 年 12 月 25 日に新潟地方裁判所長岡支部において、本件設備に瑕疵が存する旨のシモダ産業の主張は、理由がなく、シモダ産業の請求を棄却する第一審判決が言い渡されましたが、シモダ産業は、当該判決を不服として、平成 26 年 1 月 7 日付けで東京高等裁判所へ控訴いたしました。

3. 判決の内容

判決は、第一審判決と同様、本件設備に瑕疵が存する旨のシモダ産業の主張は理由がなく、控訴人であるシモダ産業の請求を棄却する内容で、当社の主張が全面的に認められました。

4. 今後の見通し

この判決による当社の業績への影響はありません。

以 上